

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：全庁的な使用料・手数料の見直しについて

日時：令和4年7月20日（水）10：38～10：41

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

「使用料・手数料の設定基準」及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」に基づき、使用料・手数料の見直しを行うため。

●付議概要

- 1 使用料・手数料について、標準的受益者負担割合と現在の受益者負担割合との比較を行い、大きな乖離（±2割超）がある使用料・手数料について改定を行う。
- 2 消費税の課税対象の使用料・手数料について、消費税率8%時の本体価格に対し、消費税率10%を乗じ、消費税率引上げによる負担を転嫁した改定を行う。
- 3 「使用料・手数料の設定基準」においては、受益者負担とした原価分全額を転嫁することとしており、標準的受益者負担割合と現在の受益者負担割合に大きな乖離がある場合であっても、値上げの場合は改定前の使用料・手数料の1.5倍を超えない額としているが、今回の見直しにおいては、前回の見直しと同様に、使用料については改定前の料金の1.1倍を超えない額とする。

●結論

案のとおり了承